

平成 30 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 12 月 10 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 30 年 12 月 10 日 午前 8 時 57 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項

1. 付託案件

議案第 65 号 可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 66 号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 67 号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい
て

議案第 68 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 69 号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 70 号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

2. 事前質疑

- (1) 大河ドラマを契機とした市の歴史資源等の活用について

3. 報告事項

- (1) 可児市犯罪被害者等支援条例の制定について
- (2) 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の改正について
- (3) 大河ドラマ関連事業の進捗状況について
- (4) 東美濃ナンバーについて

4. 協議事項

- (1) 議会報告会での意見の取り扱いについて

5. 出席委員 (7名)

委 員 長	中 村 悟	副 委 員 長	出 口 忠 雄
委 員	可 児 慶 志	委 員	山 根 一 男
委 員	野 呂 和 久	委 員	澤 野 伸
委 員	高 木 将 延		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	酒 向 博 英	企画部長	牛 江 宏
総務部長	前 田 伸 寿	総合政策課長兼 大河ドラマ活用推進室長	坪 内 豊
総務課長	肥 田 光 久	管財検査課長	溝 口 英 人
防災安全課長	武 藤 務		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	服 部 賢 介	議会事務局 書記	山 口 紀 子
-------------	---------	-------------	---------

○委員長（中村 悟君） おはようございます。

ちょっと早いですが、皆さんおそろいようですので、総務企画委員会を始めたいと思います。

議案もちょっとありますし、速やかな進行に御協力いただけるとありがたいと、よろしくをお願いします。

それでは、委員会を始めますが、発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して御発言をお願いします。

それでは、初めに議案第 65 号 可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○総合政策課長（坪内 豊君） それでは、おはようございます。

部設置条例の一部改正につきまして、説明をさせていただきます。

お手元の資料の総務企画委員会資料 1 番をごらんください。こちらに基づきまして、説明をさせていただきます。

こちらにございますとおり、平成 31 年度の組織機構再編概要という中で、(1)でございます。文化スポーツ部の新設ということがございます。

それで、現在、市民部につきましては 5 課 11 係がございまして、この中で担当部長を設置しておりますが、新年度につきましては市民にわかりやすい組織とするというようなこととしまして、文化及びスポーツ関連を所管する新たな部の設置ということを提案しております。

この文化スポーツ部という器に対しまして、(2)にございますとおり、人づくり課の文化芸術関連事務、そしてスポーツ振興課の事務につきましてここに移管をするというものが一つでございます。

そして、(3)にございますとおり、4 行目あたりの後ぐらいですが、文化財保護を文化行政全体としての一体性や、地域づくり等に関する事務との関連性を考慮しということがございます。こういった意味合い、そして教育委員会が学校教育に注力できる環境をつくるためというような意味でございまして、文化財課の歴史資産及び文化財関連事務と、郷土歴史館を含む関連施設に関する事務につきまして、先ほどの文化スポーツ部のほうに移管をするというようなものでございます。

それで、こちらは実は平成 24 年度の組織再編の際に、教育委員会事務局にありました事務のうち、生涯学習とか市民文化の振興に関するようなこと、そしてスポーツ、青少年育成ですね、こういった市民生活にかかわりが深い部分につきましては、市長部局のほうに先ほどの平成 24 年度に移管をしておりますが、この際に文化財の部分だけがまだ残っているというような状態でございます。このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 31 年 4 月 1 日施行というようなことで改正されるというようなこ

とに伴いまして、市のほうの条例をもちまして文化財行政のほうに移すことができるという
ようなことになりましたので、平成 31 年度につきましてはこの事務を市長部局のほうに移
すというような内容でございます。

それで、条例のほうにつきましてはこちらの 1 番と 4 番、1 番のほうは定例会議案のほう
ですね、そして 4 番のほうは提出議案の説明書になりますけれども、こちらのほうで説明を
させていただきますので、こちらのほうをごらんいただければと思います。

では、右肩のほうに 1 番と振ってあります定例会の議案につきましては 3 ページになりま
す。議案は 3 ページのほうになります。

そして、4 番と振ってあります提出議案説明書につきましては 1 ページということで、こ
ちらのほうをごらんください。

初めに、提出議案説明書のほうをごらんいただきたいんですけども、議案第 65 号 可
児市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてということで、改正趣旨につきましては
は、組織機構改革に伴い改正をするものということでございます。

それで、改正内容につきましては、第 1 条としまして、文化スポーツ部を設置するという
ことでございます。

こちらは、先ほどの 1 番の議案のほうをごらんいただきますと、こちらの第 1 条のところ
でございますとおり、部の設置というところで観光経済部と市民部の間に文化スポーツ部と
いうようなことで設置をさせていただくということになります。

そして、第 2 条につきましては、市民部における文化及びスポーツに関する分掌事務を廃
止し、新たに文化スポーツ部の分掌事務を定めるということでございます。

こちら、分掌事務というところをごらんいただきますと、こちらの第 2 条の第 5 号のとこ
ろに文化スポーツ部というところを記載しまして、アからウまで文化芸術に関すること、ス
ポーツの振興に関すること、文化財及び歴史資産に関することといったところをこちらのほ
うに入れさせていただいております。

それで、次に 4 ページをごらんいただきますと、今度は削る部分ということになりますけ
れども、改正前の第 5 号、そして改正後の第 6 号をごらんいただきますと、こちらのオのと
ころの文化芸術に関すること、それからケのところのスポーツの振興に関すること、こちら
の部分が削られているというような状況でございます。

そして、その後につきましては、第 7 号以降については 1 号ずつ変更、後ろのほうにずれ
ているというような変更がございます。

というようなことで、条例改正の内容につきましては以上のとおりで、施行日につきまし
ては平成 31 年 4 月 1 日というようなことでございます。

条例関係は以上なんですけれども、参考事項といたしまして、先ほどの総務企画委員会資
料の 1 をもう一回ごらんいただきたいと思うんですけども、この中で課及び係等の変更につ
いても、これはあくまでも予定でございます。こちらにつきましては、条例ではなく行政
組織規則で定めるという事項でございますので、現時点におきましては完全に調整し切れて

いるというものではございません。今後、しっかり詰めまして、3月議会において新たにきちっと示させていただきたいというふうに考えているものでございます。

この中で、ごらんいただきますと、先ほどの条例に係る部分としましては、1ページ目の一番下のところの文化スポーツ部というところでございます。この中に文化スポーツ課、それから文化財課、郷土歴史館というような組織ということになります。

そして、次のページをごらんいただきますと、次のページの市民部というところのほうで文化スポーツ担当部長というところが見え消しになっておりますけれども、この後の人づくり課の中の文化の部分、そしてスポーツ振興課の部分がこちらから動いて移管されたというような内容でございます。

そして、もう一つ次のページの3ページをごらんいただきますと、教育委員会事務局のところがございます。こちらの中の文化財課、そして郷土歴史館というところの部分が動いているというような内容でございます。

条例関係は以上になりますが、そのほかのところ少しポイントどころとしてお話をさせていただきたいとは思いますが、参考資料の1ページに戻っていただきまして、観光経済部につきましては今3課ございまして、来年度も3課は変わらないんですが、経済政策課を、仮称ですが、企業誘致課ということで企業誘致に特化した課というふうに再編したいというふうに考えております。

それで、その中にございました経済活性化施策とか人材確保支援等々、こういったものにつきましては産業振興課のほうに移るということ。それから、ブランド化推進につきましては観光交流課のほうに移るというような内容で考えております。

次に、またページをめくっていただきますと、あとは条例に関するところがほとんどで、一番最後の議会事務局になります。

こちらのほうにつきましては、今原案、こちらの案では2係を1係というようなことで前回も提案をさせていただいておるところでなんですが、その後、議会事務局と調整をさせていただきまして、新年度につきましては現行の2係のほうでいくというようなことで今調整をさせていただいておりますので、こちらのほうを承知おきいただければというふうに思います。

今回の部設置条例関係、そして組織機構の改編につきましては、以上のような内容でございます。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、これより議案第65号に関する質疑を行います。

質疑のあります方、ございませんか。

○委員（可児慶志君） 文化スポーツ部ということで独立をされるということは、趣旨はよくわかりました。ただ、非常に重要な意味合いがあるのかなという気がします。特に中学生の部活の問題もちょっとまだ未解決な部分が残っているところがあったりしますし、それから市民参画・協働という部分というのも、かねてからずっと提起されている割には、一般質問なんかで出ているように、いま一つ確立されている、うまく機能している状態にもなり切

っていないようなところもあったりして、非常にこの新しい部については大きな課題がある、残されたものだから余計に文化スポーツというのが独立されたというのもあるのかもしれないという気がします。

組織とか趣旨とか何かにあらわれていない、行政としての今後の今言った子供たちの文化スポーツにかかわる問題、それから市民参画・協働というものにかかわるような、あるいはそれ以外のところで取り組みを、新たな決意みたいなものというのがあるのかなという。言葉に、この説明に表現されていないような部分で何かがあるのかなというところをちょっとお伺いしたいなという気がしますけど。

○企画部長（牛江 宏君） それでは、今のお話については、今の段階で何か組織と絡めてお話しできる部分というのはないとは考えておりますが、今、2つ上げていただきました部活動の話、それから市民協働・参画の話について少し触れさせていただきますと、少なくともまず部活につきましては、今は教育委員会所管としてしっかり整理をしていただいておりますので、組織の中で今回新たにできる文化スポーツ部で今すぐ課題として受けとめる部分として持っているわけではございませんけれども、長期的にはUNICとの関連をどうしていくのかというのは出てくるというふうには理解しておりますので、そのあたりはまだ、まずは教育委員会のほうでしっかり整理していただいた上で、文化スポーツ部として受けるということで、今の段階で課題を持っているという表現をすると、最初から部活動は、文化スポーツ部のスポーツ振興の中の位置づけとか、UNICの中の位置づけというふうになってしまいますので、そこまでの表現は避けさせていただきたいというふうに思っております。

それから、市民参画・協働の部分につきましては、市民部の所管というふうに理解しておりますので、あくまでも文化スポーツ部は文化芸術の振興という部分を中心に捉えますので、市民部の中の生涯学習であったり、市民活動という中での地区センターの中の位置づけだというふうに理解しております。それ自体については、それなりに課題を持って取り組んでいますので、そのあたりしっかり今後も、今言われましたようなところについては、所管が継続的にその中身について検討していくというふうに理解しておりますので、今回の特に組織・機構として直接関連する分は少ないかなというふうには理解しております。以上です。

○委員（可児慶志君） もう一つ、後ほどの協議にもかかわることですけど、大河の関係が絡んでの話なんですけれども、いま一つ歴史とか文化というのが可児市の行政の中で、もうひとつ十分生かされてこなかったというのは過去には随分あるような気がします。このところ、随分と美濃焼の桃山陶の聖地というようなことで整理が大分されてきて、脚光を浴びては来ていますけど、著名な人物が輩出されている割には、シンボリックなものが、施設だとか、あるいは観光地だとかというものが十分に整っていないところを考えると、この文化スポーツ部が今後独立されることによって、さらに歴史とか文化というものが今まで以上に可児市の中で一つのブランド化として経済発展にまで結びつくような、市民の誇りとなるようなところまで持っていかれるような働きを、動きをしていただくように期待をしておるところですが、その辺の意気込みあたりはいかがですか。

○総合政策課長（坪内 豊君） 文化芸術、そして歴史ですね、そういったものにつきましては、可児市の非常に大切なとか、貴重な資源というふうに捉えまして、教育委員会、今まででいうと文化財課を中心としたもの、それから観光につきましても観光ランドデザインの中で、それを今度は活用していくというような位置づけでいろんなことに取り組み始めたところでございます。特に歴史・文化につきましては、市民の誇りづくりとか愛着づくりというところからまずはスタートするというようなところで、まずは知っていただく、そして自分たちの誇りにしていただくというようなことで、いろんなハード・ソフトの整備をしてきているというような状況でございます。

こちらを今後、さらに活用していくためには、文化スポーツ部という新しい部をつくって、そして市長部局として、今度はどのようにこれを活用していくかというところを大きなテーマとして進めていくものかなというふうに考えております。

特には、このたびの大河ドラマ「麒麟がくる」については千載一遇のチャンスというふうに言っておりますけれども、やはりここで全国の皆さんに可児市の歴史・文化というのをPRしていく大きなチャンスだというふうに捉えておりますし、当然それは一過性ではなく、その後につきましても、そういったことで可児市というのはそういうまちであるというようなことを示していくチャンスというふうに考えております。

そういった意味では、市長部局として一体感を持ってさらに発展していくというような意向でございますので、そういった位置づけで御理解いただければというふうに思います。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかの委員、よろしいですか。

○委員（山根一男君） 趣旨といいますか、大変賛同できるところでございますが、1つ気になることは、文化財につきましては教育委員会所管であるということがかなり多くの人の心に根差しているかなと思ひまして、例えばいろんな遺跡とか古墳とかには教育委員会、立て看板に書いてあったりすると思うんですけども、そういったことまで変更というか、要するにどうやってそれを今度変わったんだよということを知らせていくのかという、認知して定着させていくのかというところをもし何か方策がありましたらお願いしたいと思ひますが。

○総合政策課長（坪内 豊君） 現行の看板とかそういったものをすぐ変えるとか、そういう予定は特にございませんですけども、今後のいろんなソフトを含めたいろいろなところで、先ほど可児委員からお話がありましたとおり、歴史とか文化を伝えていくというようなところで変わったぞというところが見えてくるのかなというような感じで捉えています。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

どなたか、討論というか御意見のある方、よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは討論もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第 65 号 可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成ということであります。よって、議案第 65 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 66 号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○市長公室長（酒向博英君） それでは、資料番号 1、議案書の 5 ページ、並びに資料番号 4、提出議案説明書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 66 号の改正趣旨は、国家公務員の給与改定に準じて一般職の特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給率を改定するものでございます。

今年度の国家公務員に対する人事院勧告の主な概要につきましては、先月 22 日の議会全員協議会において御説明をしておりますので、その内容については省略をさせていただきます。

この条例に規定する一般職の特定任期付職員とは、高度な専門的知識、経験、またはすぐれた見識を有する者を、その者が有する当該高度な専門的知識、またはすぐれた見識を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に採用する職員ということでございます。

具体的には、弁護士を採用するとか、公認会計士を採用するとかいう例でございますが、本市においては現在該当する職員はおりません。

第 9 条第 2 項において、この特定任期付職員に 6 月と 12 月に支給する期末手当の支給率をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、改正前の 100 分の 165、1.65 月分から 100 分の 167.5、1.675 月分とするものでございます。

また、第 7 条の別表で定める給料表の 1 号級から 6 号級までの給料月額を全て 1,000 円引き上げるものです。

施行日は平成 31 年 4 月 1 日です。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、議案第 66 号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（高木将延君） 今、特定任期つき職員はおられないということですけど、今後、この先、可能性というのはどれぐらいでしょうか。

○市長公室長（酒向博英君） 今後、そういった職員を採用しなければならない課題等が出て

きた時点で検討することになると思いますが、現時点では採用する予定というのは、現時点ではございません。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑ある方。

質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言のある方ございませんか。

[「なし」の声あり]

発言もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第 66 号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成であると。よって、議案第 66 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 67 号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○総務課長（肥田光久君） それでは、資料番号 1 番、議案書の 7 ページ。それから、資料番号 4 番、提出議案説明書の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

制定をいたします理由といたしましては、学校教育法の一部を改正する法律が平成 31 年 4 月 1 日に施行されることに伴いまして、現行の大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学、並びに専門職短期大学が位置づけられることになりました。これに伴いまして、関係する条例について必要な整備を行うというものでございます。

なお、この学校教育法の改正にかかわる条例でも、この部分以外に改正事由のある条例につきましてはその条例の所管課が個別で改正を行いますので、よろしく願いをいたします。今議会の議案第 73 号については、この学校教育法の改正に伴う改正がありますけれども、その他で改正事由がございますので、所管課のほう、こども課のほうは第 73 号についてはあわせて条例改正の中で行っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、内容でございますが、7 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第 1 条では、可児市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正しております。これにつきましては、学校教育法の改正によりまして同法の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改めるものでございます。

それから、第2条、3条につきましては、専門職大学の制度が新設をされまして、専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学卒業者と同一学位を与えることとされましたことから、規定を整備するものでございます。

第2条で、可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正しております。これは、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を追加するものでございます。

同様に、第3条では、可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正しております。これも同様に、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を追加するものでございます。

施行日といたしましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に合わせまして、平成31年4月1日というふうにしております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、これより議案第67号に対する質疑を行います。

質疑のある方ございませんか。

○委員（可児慶志君） 短期大学でもそうなんですけど、同じ資格だということなんですけど、給与とか経歴とか何かにおける高卒扱いとか大卒扱いとかありますよね。その辺の扱いというのは、全部これも同じように含まれてくることなんですか。当てはまるということですか。

○市長公室長（酒向博英君） 今、給与につきましては、高校卒業、それから短大、それから四年制大学、それによって初任給が異なってまいります。あとは、卒業している者については、それを一旦社会人に出れば、それをさらに換算してということになっておりますので、その区分で学校の場合は、高校、短大、四大、ストレートであればその区分ということになります。

○委員長（中村 悟君） ほかの方、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言のある方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第67号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成ということでありまして。よって、議案第67号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○市長公室長（酒向博英君） 議案書の 10 ページ、それから提出議案説明書は同じく 2 ページですので、ごらんください。

改正趣旨は、国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の勤勉手当を年間 0.05 月分引き上げることに伴い、市議会議員の期末手当も 0.05 月分引き上げるものでございます。

第 1 条においては、条例の第 4 条第 2 項を改正し、12 月の期末手当の支給率を 100 分の 227.5、2.275 月分から、100 分の 232.5、2.325 月分に 0.05 月分引き上げます。

この第 1 条の引き上げは、11 ページの附則第 2 項で平成 30 年 12 月 1 日から適用することを規定いたします。

第 2 条においては、引き上げる 0.05 月分を加算した上で 6 月と 12 月の期末手当を平準化して、どちらも 100 分の 222.5、2.225 月分、年間 4.45 月分とするものでございます。

この第 2 条は、附則第 1 項で平成 31 年 4 月 1 日から施行することを規定いたします。

附則第 3 項では、改正前の条例に基づき支給する、今月ですが、12 月の期末手当を、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすということを規定するものでございます。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、議案第 68 号に対する質疑を行います。

質疑のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

御発言ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは発言もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第 68 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

全員挙手、賛成ということであります。よって、議案第 68 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 69 号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） 議案書の 12 ページ、提出議案説明書は同じく 2 ページの最下段をお願いいたします。

改正趣旨は、さきの議案第 68 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例と同様に、国家公務員の給与改定に準じて一般職職員の勤勉手当を年間 0.05 月分引き上げることに伴い、常勤の特別職職員の期末手当を 0.05 月分引き上げるものでございます。

改正内容、改正期日等につきましても、先ほど御承認いただきました市議会議員の期末手当の改正と同じでございます。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、議案第 69 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑もないようでございますので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言のある方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは発言もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第 69 号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員の賛成であります。よって、議案第 69 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 70 号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○市長公室長（酒向博英君） 議案書の 14 ページ、提出議案説明書の 3 ページをお願いいたします。

主な改正趣旨は、国家公務員の給与改定に準じて一般職職員の給料表、勤勉手当の支給率等を改正するものです。

第 1 条で、条例第 10 条の初任給調整手当について、第 1 号の医師の月額上限を 500 円引き上げ 41 万 4,800 円に、第 2 号の医学、または歯学に関する専門的知識を必要とする職の月額上限を 100 円引き上げ 5 万 800 円とします。

次に、第 20 条の宿日直手当を、現行の 4,200 円から 200 円引き上げ 4,400 円とします。

第 22 条第 2 項第 1 号の勤勉手当は、国家公務員に準じた引き上げ率 0.05 月分を平成 30 年度は 12 月期に上乘せし、100 分の 95、0.95 月分とします。

なお、特定管理職員は 100 分の 115、1.15 月分となります。

第 2 号では、再任用職員についても同じく 0.05 月分引き上げ、12 月期の勤勉手当を 100

分の 47.5 に、再任用職員のうち、特定管理職員は 100 分の 57.5 といたします。

16 ページをお願いいたします。

第 2 条で、別表第 1 から別表第 4 までを改正いたします。

19 ページから 29 ページでは、行政職、医療職、福祉職の給料表、給料月額を改定します。改定により、初任給は行政職では 1,500 円引き上げとなり、その他の職種を含め、若年層では 1,000 円程度、全体では平均 0.2% の引き上げとなります。

30 ページをお願いします。

30 ページの別表 4、級別基準職務表の改正でございますが、アの行政職給料表の 7 級から 4 級までの基準となる職務の表記を変更するものでございます。

7 級を例に申し上げますと、基準となる職務では、これまでこの欄は部長、公室長、部次長、参事、または議会事務局長の職務という記載をしておりましたが、これをその級を代表する部長の職務というのに一本化する、いわゆる簡略化するものでございます。この変更でございます。

それから、第 1 条及び第 2 条の規定は、戻りまして 18 ページの附則第 1 条第 2 項で平成 30 年 4 月 1 日から適用をいたします。

第 3 条では、条例第 21 条第 2 項の期末手当について来年度以降の支給率を規定するものでございます。改正前の 6 月期 100 分の 122.5、12 月期 100 分の 137.5 を平準化し、どちらも 100 分の 130、1.3 月分とします。

第 3 項では、一般職に準じて再任用職員についても期末手当の支給率を変更します。

第 22 条第 2 項第 1 号では、勤勉手当について提出議案説明書の 3 ページの表のとおり、平成 31 年度以降の支給率を改正し、6 月期と 12 月期どちらも 100 分の 92.5、特定管理職員は 100 分の 112.5 といたします。

第 2 号では、再任用職員の勤勉手当を平成 31 年度以降、6 月期、12 月期どちらも 100 分の 45 とします。

第 3 条の規定は、附則第 1 条第 1 項で平成 31 年 4 月 1 日からの施行を規定いたします。

18 ページの附則第 2 条では、改正前の条例に基づき支給された給与を改正後の条例の規定に基づき支給する給与の内払いとみなすことを規定いたします。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、議案第 70 号に対する質疑を行います。

質疑のある方ございませんか。

○委員（山根一男君） 改正前と改正後で大体財源的にどれぐらいの金額になるかわかりますか、総額で。

○市長公室長（酒向博英君） 予算決算委員会の際に若干御説明させていただきましたが、今回の給与改定に伴う増加分が今年度の予算になりますが、給与では 430 万 3,000 円、それから手当の期末手当、勤勉手当ですが、職員は勤勉手当に係りますので 904 万 5,000 円でございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑の方ございませんか。

○委員（可児慶志君） 直接かかわる話じゃないんですけど、間接的には影響してくると思うんですが、国家公務員の基準に基づいて改定されるものなので、これに準じてやるということについては、これはこれでいいと思うんですけど、民間企業の社長の膨大な報酬問題から絡んで、民間のトップの方々の給料と、それから官僚のトップの給料の格差というのが報道されたり、政治家の給料が公表されたりしています。かなりトップの部分だけで見ると相当の差が、何倍というような差が、あるいは2桁世界の差が出てきているわけですね。そうすると、例えばそれだけを単純に見ると、子供たちが将来のことを考えると、公務員になるよりも民間に行ったほうがいい生活ができるんじゃないかと単純に見えてしまうんですね。

最近、可児市においても職員の採用で大分苦勞しておられるようなんですけど、給料の部分ではこれは何ともならんとは思いますが、何とかいい職員、優秀な職員はどんどんやっぱり可児市でも入っていただきたいわけなんで、代替措置というか、魅力的な職場であるというような部分をアピールするというようなほかの方策というものはないものだろうかというようなこと、可児市が発展をするためには非常に重要なことだと思うんで、この部分、給与改定について直接ではないんで申しわけないんですけど、あわせて関連してちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○市長公室長（酒向博英君） 今、可児委員おっしゃられるとおり、今年度も採用試験、ほぼ終わっておりますが、非常にやはり民間と比べますと、給料面そのものがストレートに影響しているかどうかということはわかりませんが、一部あるとは思いますが、特に土木技術職というのが非常に応募数が少ないという現状がございます。したがって、今年度は最初に土木技術職の採用試験をやったんですけど、やはり辞退等もありまして、採用がゼロという状態になったので、急遽二次募集をかけているという状況でございます。それぐらい建設関係とのやっぱり給料の差が影響しているかなという気はしておりますが、またおっしゃられたように給料に関しては国に準じるという以外にございませんので、いかにあと市の職員の職を魅力的でやりがいのある仕事だということをやったりPRしていく必要はあろうかというふうに思います。

今はホームページ等で先輩職員の声を公表したりですとか、あとはできるだけPRという意味で職員募集の、今まではホームページに載せたり、それから広報に載せたりという仕方だけだったんですけど、それ以外に今の若者をというのは、やはりSNSを見てという部分が多いので、そういったところも活用しながら発信していくということも必要かなというふうに考えております。

ただ、一方で去年から、いわゆる面接コースという採用コースを設けまして、ペーパーの試験をなくして、一部能力検査、能力的なペーパーはやるんですけど、いわゆる一般教養を確かめるような採用試験を排して、3回の面接を行う面接コースというのをしましたところ、こちらは結構、やっぱり転職組の方が去年ですと130人近い応募がございましたし、ことしはかなり大勢の方が見えましたので、そちらも合わせて、ストレートの卒業した学生さんと合わせて、やはりそういう能力のある方、一回社会に出られても市の仕事に魅力を感じ

てやっていけるような方については、そういった方たちもできるだけ職員になっていただけるような、そういったことも今後継続していきたいというふうに考えています。

○委員（可児慶志君） 引き続き努力をして、いい待遇で職員が迎えられる、待遇というよりもいい職員が確保できるような、待遇の面も含めて検討していただきたいと思いますとお願ひしておきます。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言のある方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 70 号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成ということであります。したがいまして、議案第 70 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りをいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、次に進みますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 47 分

再開 午前 9 時 51 分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、事前質疑がございましたので議題といたします。

事前質疑の大河ドラマを契機とした市の歴史資源等の活用についてということで、可児委員から事前の質疑をいただいております。

それでは、まず質問者である可児委員から質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（可児慶志君） 今議会で何回も何回も同じような繰り返しというか、発言をさせてもらっていますけれども、非常に重要なタイミングであると思うので、くどいようですがお願いしたいと思います。

一応、文章をとりあえず読みます。

大河ドラマ「麒麟がくる」で可児市をアピールすることができるけれども、一過性で終わらせないためにドラマ終了後を見据えた長期ビジョンを策定すべきである。どのような状況であるのか、また明智光秀の功績の顕彰館の建設や、地域の歴史文化資産、陶芸、あるいは金山城、顔戸城、土田御前、森蘭丸、可児才蔵などと光秀の関連性を著した歴史ロマン物語の作成もできないのかどうか、お伺いします。

○委員長（中村 悟君） それでは、説明を求めます。

○大河ドラマ活用推進室長（坪内 豊君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、全体としまして先ほども申し上げましたとおり、大河ドラマ「麒麟がくる」につきましては、可児市にとりまして千載一遇のチャンスであるという前提ではございますが、初めに長期ビジョンについてお答えさせていただきます。

今回の大河ドラマ「麒麟がくる」に対してのビジョン等を策定する予定というのは、特にございません。

一方で、先般の一般質問の中で観光経済部長がお答えしましたとおり、大河ドラマの活用を含めた観光に関する計画として（仮称）緊急観光戦略というのを策定する予定というふうに聞いております。

次に、顕彰館につきましては、基本的にこれも観光経済部所管ということになりますので、私の存じ上げる範囲で申し上げさせていただきますけれども、これもさきの予算決算委員会の中で観光交流課長が申し上げましたとおり、明智城址関連の整備につきましては、平成15年に作成しました明智城址整備計画、こちらの計画に基づいて整備されているところでございますので、改めてそういった施設を建設する予定は聞いておりません。

ただ、一方で本市に設置する方向で調整をしております大河ドラマ館で、この中で使用しました光秀に関する物品、こういったもの等々を大河ドラマ終了後も活用していくということは考慮いたしております。

例えば戦国時代という、山城もそうなんですけれども、そういった意味ではコンセプトに合致をいたします戦国山城ミュージアムや観光交流館などでの活用は視野に入れているところでございます。

あと、最後に歴史ロマン物語につきましては、改めて本を制作したりとかというようなことは考えておりませんが、大河ドラマを観光振興とかシティプロモーション、こういったことに生かしていくためには、光秀と本市はもとより、連携する市町、こういったところの歴史文化資産と結びつけていくということは非常に重要であるというふうに考えておりますので、全体のストーリー性を持って全体を進めていきたいというふうに、そういったことで発信をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） 可児委員、いいですか。

○委員（可児慶志君） 平成15年に整備計画があったということは、私ら議会のほうも一部は聞いたかもしれないけど、私は資料も何ももらっていないので、20年前にできていた資

料というものが参考にされて進められているかなというふうに思っていたもんで今質問をさせていただいたんですが、本当に個人的な提案という形だったみたいで、林議員の。だけど、中身はとていい中身なので、今後も観光経済部のほうに話はしましたけど、大いに参考にしていって整備を進めていってもらいたいなというふうに思っていますので、お願いしたいと思います。

やはりシンボルとなるものが、戦国山城ミュージアムとかもいいんですけども、ちょっと明智城址からもちろん離れているということがあるし、あのスペースでちょっと狭いかな、雑然としてしまうんじゃないかなど。兼山は兼山で特化した状態だから私はあれでいいのかなという感じもしないでもないで、それも本当に再度見直しをしていってもらえるといいかなというふうに思います。それだけの値打ちのある名所だと思いますので、光秀は。今後とも引き続き検討していただきたいなと思っています。

歴史ロマン物語なんですけど、やっぱり光秀の小説というのは幾つも出されていますけれども、どうしても斎藤道三とか、あるいは織田信長との絡みが出てきてから、道三というよりも、信長との絡みが出てきてから光秀というのはある意味では着目されている。道三との絡みのところが余りよくわかっていないというような部分があるんで、やはり若いころからの光秀と、それからこの地域というものを結びつけたストーリーが描かれるといいんじゃないかなということも期待をしています。

それで、私も最近ちょっと気になっていろいろ調べていますと、可児才蔵というか、朝倉の側室が願興寺へ来たというのは、道三、あるいはそれ以前の斎藤家、あるいは光秀との関係があって、朝倉の混乱を避けて庇護を受けるためにこの地域を選んだということがあるので、光秀との関係というのは相当ある、可児才蔵というのは。

その側室が誰なのかというのはまだ不明ですけど、一説を言うと、近衛……、斎藤正義と同じ親のね。近衛家の娘、要するに朝倉の継室でもあるんじゃないかと。要するに、離縁されているのね、朝倉から。年代的にいうと、彼女のほうが可児才蔵の誕生の年齢と合っている。それで、小少将と言われる斎藤家の側室、斎藤家から側室に行った人は一乗谷の戦いの後に一網打尽にされるわけだけど、その側室だけは生き延びていた、それで逃れてきたという説もあるので、どちらかがわからないけど、恐らくどちらかなんだよね。

それで、どちらもこちらに物すごく強い縁があるんですよ。だから、庇護を求めてこっちに来た。その当時、光秀は当然明智城の城主をやっていた、この地域を押さえていた、大きな絡みがあります。そういうところが明らかにされていないとか、明文化されていないとか、ストーリーとして描かれていない、ほとんど、小説の中で。それをこの地域でつくっていくということが大事なことじゃないかなというふうに思う。

それから、これも僕はまだ調べている途中なんだけど、古田織部は明らかに八百津の出の人なの。きのう、大仙寺へ行ってきました、八百津の。それで、大仙寺史に書いてある。多少、ちょっと昔の話なので系譜というのは多少違ったりしているんだけど、大仙寺史の中に八百津の古田家の家系図が示されており、明らかに古田織部が古田家の家系であるというこ

とが書かれている。ということは、もう明らかに土岐一族で、それで家紋も古田家と同じ家紋なんですよ、八百津の。だから、明らかだと思っただよ。

それで、これはもう明智光秀とは直接関係ないかもしれないけれども、それでもその時代に生きていた人間ですのでね。それで、当然親はこちらで育った親で、当然こちらのほうはもうそのころから陶器を焼かれていて茶人であったと、お父さんは。古田何とかといったな、これも茶人であったと。

だから、こちらの地域の血筋を明らかに引いて古田織部は育てあれただけのものになったということで、つなげていけば古田も当然つながっていく系図が、もちろんこちらへしょっちゅう古田織部は来ているわけ。久尻や大萱へ。この辺も、もう当然時代的には光秀が頑張っていた時代の人である。それで、光秀が頑張っているからこそ古田織部も活躍できたという土壌があると思う。この辺をもうちょっとよく調べながらストーリーをつくっていてももらいたいなということを思ったりしています。

その時代をつくる大きな役割を果たしたというのは、斎藤妙椿であるというのは間違いありませんよ。要するに、もう下克上の始まりですよ、斎藤妙椿が。それが、御嵩の顔戸城の城主であった、美濃の守護代であったということ。この地に住んでいて、それで斎藤正義も育てられながら金山城をつくっていつているわけです。

それで、森長可とそれから明智光秀との関係性も整理されていないけれども、宇佐山城を最初は長可が受けて、それで残念ながら戦いで死んでしまったので、その後光秀が入っているわけです。これは、長可と光秀の関係性がよくなければ信長もそういう選択をしていないはずなんです。長可と光秀の関係は信長の家臣として、当然、長可のほうに先に重用されているわけだけど、もうすぐに光秀が宇佐山城を引き受けたということは、相当の本人同士の関係性もあつたろうと。この辺もきちっと整理をしていくと、この地域のことというのは全部光秀中心にして結びつけられる。そういう一つのストーリーをやりながらそれを周遊コースにしていく、整備をしていくということを今後ずっと続けていてもらいたいなと思う。

これを機に、さらに光秀をクローズアップさせるためには、そういうストーリーを描くということ、中心にしたストーリーを。史実に反している話じゃないので、それをぜひ描いていてもらいたいなというのが下に書いてあるロマンの物語ということです。

これをぜひドラマ終了後までに完成ができて、引き続きそれに基づいた観光交流の材料にしていてもらいたいということです。

○大河ドラマ活用推進室長（坪内 豊君） ありがとうございます。

今、幾つか御提案というか、お話をいただきました。それで、1つ目の戦国山城ミュージアムの狭さの問題については、広げるのは無理なものですから、どのような展示をしていくのかというのが今後の課題になるのかなというふうに捉えております。

あと、歴史ロマン物語というか、やっぱりストーリーの話ですね。これは私も同感でして、光秀という人は非常にいろんなところでいろんなかわりを持たれた方なのかなというふう

に考えております。

それで、今お話がありましたような茶の湯の世界ですね。光秀は教養があって文化人であるというようなことが言われておりますので、恐らくそこはあつたろうというようなこととか、あと森家との関係も当然あつたであろうとかそういった、可児才蔵もそうですよね。そういったところというのが非常にこれからの当市にとっての観光だけではなく、そのまちを売り出していくための素材としても非常に重要な要素になるのかなということで、ここをうまくつなげていくという作業は行っていきたいというふうに考えておりますので、またいろいろとその辺は御指導いただければというふうに思います。以上です。

○委員（可児慶志君） 1つ言い忘れました。

陶芸との絡みで言うのを忘れていました。

土岐明智家というのは、明智城だけではなくて妻木城ももらっているわけですね。それで、妻木というのは陶芸とどういう関係にあるかということ、妻木の領地というのは笠原の一部を含んでいて瀬戸市と隣接していて、それで妻木城主も非常に陶芸に対しては造詣の深い人で、妻木で古瀬戸という焼き物が焼かれている。要するに、それまで天目茶わんしかなかったものをオリジナルのものを瀬戸で焼き、妻木でも古瀬戸という焼き物を焼いている。それで、瀬戸物を東濃に広めていったきっかけをつくったのは妻木である。

それで、当然光秀も同じ領地をもらっている一族でもあるので、妻木から久尻のほうに広がり、それで久々利のほうに広がってきたというのは、信長が朱印状を出したからではなくて、それ以前から妻木や光秀の関係で、久尻とか大萱にはもう既に瀬戸の陶工は流れてきていた。

当然、なぜかというのは時代背景もいろいろありますよね。まきがなくなったとか、戦で瀬戸あたりが混乱していたと、それで逃れてくるということもあつたりして、東濃のほうに陶工が入っていった。それを庇護してきたのは明智家なんですね。それで、明智家が庇護してきたから信長がそのアドバイスに基づいてあの朱印状を出した。知っているはずがないんですよ、信長が。ここにもぐさ土があるとかいうようなことを信長が知っているわけがないんですよ。光秀が信長にそれを進言したから信長がその朱印状を出したとしか考えられないんですよね。

瀬戸のことは、当然信長は知っていたと思う。ところが、東濃のほうにいい焼き物をつくる土壌があるということは信長は知っているはずない。それは光秀が教えてあげた、だから大変だったらこっちへ来いというのを信長が朱印状で出している。そういう経緯も非常に重要な陶芸とのかかわりの中で、光秀、あるいは明智家というのが果たした役割は大きいということをお話の中にぜひ加えてもらいたい。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

今は貴重な参考ですのでお答えようがないと思いますので、常日ごろからいろいろと情報を可児委員のほうから与えていただいて、ぜひその後も生かしていけるといいなと思いますので、きょうは貴重な御意見をいただいたということで、何か質疑のような意見をいただい

たようなですが、そういうことでよろしいですか、可児委員。

済みません、それじゃあ、質疑についてほかに何か関連で御質問なり発言のある方は見えませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

まず報告事項の1番、可児市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明をお願いいたします。

○総務課長（肥田光久君） 3月議会で御審議をお願いしたいと考えております。

こちらでは（仮称）可児市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明をさせていただきます。

資料に従って説明をいたします。

まず制定をする目的でございますが、犯罪被害者等の支援につきましては、平成16年に犯罪被害者等基本法が国のほうで制定をされまして、その中で地方公共団体の取り組みというものも明記をされております。しかしながら、全国的に取り組みが進んでいない状況であったわけでございます。

こうした中、今般、岐阜県警察本部のほうから県内市町村に対しまして犯罪被害者等の支援に取り組むための条例制定の強い要請がございました。市としましては、誰もが犯罪被害者になり得る今の時代にあって、あす被害に遭うかもしれない全ての市民のために市として犯罪被害者等の支援に取り組む姿勢を条例制定により明確にすることで、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的に制定するものでございます。

そこで、主な制定内容でございますけれども、犯罪被害者等の支援に対する基本理念ですとか、市、それから市民の責務、そういったもの、事業者の責務。それから、具体的な支援施策、ここでは例えば相談窓口の設置ですとか、必要な情報の提供、それから経済的負担の軽減施策、日常生活の支援、こういったものが考えられるのではないかと考えております。その他、必要事項を定めてまいります。

それから、3番、今後のスケジュールでございますけれども、本日、当委員会で御説明をさせていただきますして、年明けにパブリックコメントを行わせていただきまして、3月議会のほうに上程をさせていただきたいと。それで、御議決いただきまして、4月1日から施行してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

じゃあ、この件につきまして何か御質問ございませんか。

○委員（高木将延君） 犯罪被害者の、この条例に対しての定義というか、どのようになるかなというのがちょっと知りたくて、この前、県警のほうでやられた講習会で私も参加させてもらったんですけど、一応やっぱり事件・事故等が市内であった場合に限るとかではなくて、ほかであっても市民に対してということによかったのかということと、あと交通事故等とか

に関する場合はどうなるかなというのを少し教えてください。

○総務課長（肥田光久君） これにつきましても、さらに細部を詰める必要があるんですけども、現行では事件に遭ったときに可児市に住民登録がしてあった者、それから例えばその遺族ですとか、そういった方が対象になるというふうに考えております。

それから、いわゆる交通事故ですね、道路交通法に基づくものについては対象外にしないように今は考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかにございませんか。

○委員（澤野 伸君） 制度設計でまだちょっと今後の話になるかもしれませんが、交通事故の被害者ですと基金等々でのバックアップがあるかと思うんですけども、例えばこういった支援政策のうちの経済的負担の軽減なんかの場合だと、市単でぽこんと出してくるものなのか、その都度じゃなくて、ある程度基金で蓄えておいてそれに備えるものなのか、それか県でそれを用意してもらえるものなのか。

財政負担の部分でどういった仕組みを制度設計のところで盛り込んでいくかということは、ある程度見えているものなんでしょうか。

○総務課長（肥田光久君） ここで考えておりますのは、犯罪直後の経済的支援というのがまず1つございまして、これについては見舞金というような形で支給ということは今考えております。

それで、じゃあどういった犯罪が対象になるかといいますと、やはりこれは重篤なものに絞ると。例えば殺人事件であったりとか、重篤なけが、病気に遭ったような事件、そういったものについて見舞金を一時的に支給をすると。それについては、それほど頻繁に起こり得る事件ではございませんので、基本的には現状では市の単独で見舞金を支給するという考え方でございます。

それで、長期的な経済的支援というのも必要でございますけれども、現行では例えばその他の経済的支援施策、例えば生活保護であったりとか、そういったものの適用につなげていくというようなことも今は考えております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項の2番目、可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の改正についてを議題といたします。

○管財検査課長（溝口英人君） 資料4をごらんください。

こちらのほうにつきましても、3月に上程を予定しております。可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正でございます。

概要としましては、大きく2つございます。現在、施行中でございます総合会館改修工事に伴いまして、会議室の名称や面積が変更となります。本条例の会議室の使用料に関する箇

所を変更させていただきます。

これにつきましては、平成 31 年 4 月 1 日を予定しております。

さらに、一方、総合会館の分室の閉鎖が決まっております。分室の会議室についても会議室がなくなりますので、使用料については削除という予定をしております。

こちらのほうにつきましては、平成 31 年 5 月 1 日の施行を予定しております。

主な変更の内容としましては、まず総合会館でございますが、ちょっと表のほうを見ていただきたいと思いますが、改正前には 3 階の第 1 会議室 1 時間 310 円という表示がございますが、改正後につきましてはこの会議室がなくなる予定でございます。これにつきましては、3-1、一番大きな会議室でございますが、その大きい会議室を 1 つなくさせていただきます。実際には会議室の数は変わっておりませんが、利用頻度とか、それから大きな会議室をなくしたことによっても小さな会議室をつなげることによって大きい会議室を用意するというところで賄うという考え方で行っております。そのような料金体系を変えさせていただくというところで御承知いただきたいと思っております。

それから、分室につきましてはその記載を削除ということでございます。

冒頭に申し上げましたように、3 月議会に上程する予定でございます。

さらに、1 つ御報告がございます。実は、総合会館に新たに移転する団体で一部移転されない団体ございましたので、報告させていただきます。

今年度、可茂ロータリークラブが解散をされております。それに当たりまして、総合会館への移転はされないということの報告を受けておりますので、うちのほうもその情報をいただいておりますが、その後、更生保護活動をしております保護司会のほうから更生保護サポートセンターの入居の申請がございまして、行政財産の使用許可をすることになりましたので、この場をかりて報告をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、今の件につきまして御質問ございませんか。

御質問、御意見。

○委員（山根一男君） これは従前からそうだと思うんですけども、ちょっと私も認識不足ですけど、一般の貸し出しで地区センターとか福祉センターとかと同じような条件でいいんですけど、誰でも借りられるという感じですか。

○管財検査課長（溝口英人君） 総合会館の貸し出しというのは、実は一般の方を対象にしているのは 5 階の大会議室のみでございます。

今お貸ししている団体や、また市にかかわる事業に対してお貸ししているというところがございますので、その辺のちょっと区分けがありますので、よろしく御承知いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員（山根一男君） そうですね、私も 5 階はそういうことは聞いていたと思うんです。

この金額は誰に対して、そこへ入っている団体が使うときの金額なんですか。行政が使うときにお金が要るわけじゃないですもんね。

○管財検査課長（溝口英人君） 主に、その入っている団体さんが申請を出されまして……。

○委員（山根一男君）　そうですか、いいです。

○委員長（中村　悟君）　ほかにはございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項3. 大河ドラマ関連事業の進捗状況についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○大河ドラマ活用推進室長（坪内　豊君）　それでは、お手元のカラー刷りの明智光秀生誕の地というこちらの資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思えます。

表紙に明智光秀公の絵といいますか、こちら載せさせていただいておりますけれども、こちらにつきまして左下にございますとおり「講談社／宮下英樹」というふうに書いておりますけれども、当市の山城連絡協議会の顧問になっていただいております、その一人であります宮下先生に描きおろしていただいた絵を使って今PRを進めているところでございます。

それで、こちらの「センゴク」という漫画につきましては、シリーズの累計で900万部を突破しております、こういったところとタイアップをすることによって、特に今回の「山城に行こう！」の中でもあったんですけれども、その単行本の中にこういった可児市の宣伝というか、「山城に行こう！」と連携したようなそういったものを入れさせていただいたりとか、そういうことを行っている一環で、可児市としてはこの明智光秀像を今採用させていただいてPRに努めているという状況でございます。

それで、1ページめくっていただきますと、もうこれは御存じの方も多いい話でちょっと重複をしてしまうかもしれませんが、済みません、確認という意味で説明をさせていただきます。

ことしの4月になります。4月に、2020年のNHK大河ドラマにつきましては明智光秀を主人公とした「麒麟がくる」に決定したと発表というふうに書いてございますので、このとおりでございます。

主演は長谷川博己、そして脚本は池端俊策ということで、原作はなく、オリジナル脚本ということで今進められているというふう聞いております。

それで、こちらの右側の、ちょっと大き目の字のほうの一番下のほうになりますけれども、資料からうかがえる明智光秀は、家臣への気遣いをする優しさと信長に対する深い恩義、忠誠心の強さを持つ篤実な人であるというようなことでございます。特に、今回の大河ドラマで捉えるのが若いとき、前半生に光を当てるといようなことを聞いておりますので、したがって、可児、そして岐阜県が結構舞台となってくるのではないかとこのように言われているところでございます。

それで、この赤い字で書かせていただいておりますけれども、可児市は明智光秀生誕の地ということで、市といたしましては、県全体ではゆかりの地がどれだけという話をしていますけれども、あくまでも生誕の地ということで言わせていただくことで進めているところでございます。

それで、実は県内でもこの下にありましており4カ所、可児、恵那、大垣、山県につきましては生誕の地とそれぞれがいろいろ言われているところがございますが、時の研究で、静岡大学の小和田教授らによりまして可児が最有力ではないかというふうに言われております。

それで、3ページをごらんいただきますと、県内の明智光秀ゆかりの資源ということでそれぞれ載っております。可児市については、これもごらんのとおり、落城するまで約30年間を過ごしたとされる明智城があるということ、それから天龍寺のほうには明智氏歴代の墓所があるということと位牌が納められているということ、そして毎年6月に供養祭が行われていると、このようなことがゆかりということになります。

あとは、御嵩町ほかいろんなゆかりというのが載っておりますので、また参考にしてください。

続きまして、4ページをごらんください。

この表題でございますとおり、岐阜県大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会といった組織が10月18日に設立をされております。

それで、設立趣旨というところがございますとおり、NHK大河ドラマにつきましては1年間通じましてドラマの舞台となった地域や登場人物が、その地域が人とともに紹介をされてくるというようなところで、そういう意味では地域の魅力を発信する絶好の機会であるというようなことでございます。

それで、こうした中ですけれども、この放送を契機にゆかりの資源を有する市町、観光関連団体、県が一体となりまして魅力を全国に発信、観光を初めとする産業及び地域の活性化を図ることを目的といたしまして設立したという組織でございます。

組織構成は下でございますとおり、8市町と県の観光協会と行政というような形となっております。それで、このトップは県知事が会長とありますとおり、トップが知事、そして市町のところがございますとおり、岐阜市長及び可児市長につきましては副会長という位置づけでございます。

次が、5ページをごらんいただきたいんですけれども、この協議会で行っていくことについてはここにまとめたとおりでございます。こちらのほうで取り組み内容でございますとおり、例えば(1)でゆかりの地の情報発信をしていくというようなことで、これはパンフレットをつくったりとか、ウェブサイトやメディアを活用した情報発信をまずやっていこうというようなことが1点ございます。

それから、(2)でございますとおり、イベント等による誘客促進というようなことで、これは今回ターゲットが大都市圏のお客さん呼び込むというようなことになってくるかというふうに考えておりますので、大都市圏でのPRイベントの開催なんかですね。それから旅行商品の造成、こういったものと周遊企画の実施ですね。8市町の連携ということがありますので、こういったところを周遊していただくことによりまして、当然、当市にも寄っていただくというようなことになります。

それから、(3)にあります受け入れ環境の整備ということになります。こちらにつきま

しては土産物、これは非常に大河ドラマ関連というのは土産物が売れるという今までの事例は聞いておりますので、そういったものの開発、それから観光ガイドの育成、それから史跡解説案内なんかの整備、そういったことをしていくというようなこととなります。

次のページをごらんください。

次のページで、取り組みの実施体制とありますけれども、この中の組織、協議会の中に3つの部会を立ち上げるというようなことで今進んでおります。

先日の新聞等の報道でございましたのが、この部会の中の一番左、稲葉山城のワーキンググループということで、こちらのほうが既に開催をされております。このグループについては「光秀・道三・信長ゾーン」というふうにありますけれども、要は岐阜市での大河ドラマ館の設置に関する検討とかいったことを中心に行われていくという団体でございます。

それから、真ん中の東美濃ワーキンググループが当市が入っておりますグループということになりますけれども、これが東美濃エリアにおける大河ドラマ館設置に関する検討、そして市町の連携ですね。東美濃全体の観光の振興に対してのそういったようなものですので、エリア内周遊企画の検討とありますけれども、こういったことが考えられていくというものでございます。

そして、もう一つ先ほども申しましたよく売れます土産物ですね。こういったもののワーキンググループをつくりまして、この機に売り出していくと。その市の特産品とか新しく開発するものを含めまして、そういったものを売り出していく、グルメも含めて売り出していくといった連携のグループということになります。

次のページをごらんいただきますと、大河ドラマ館の設置案ということで、こちらのほう、先ほどの協議会の席の中で、岐阜市及び可児市及び恵那市の3市の首長からこういった提案をさせていただいたというのがこちらになります。

1つが、①岐阜城「光秀・道三・信長ゾーン」とありますけれども、岐阜城とか岐阜公園あたりを一つの舞台としてというか、場所として、大河ドラマ館は岐阜市の歴史博物館になるというふうに聞いておりますけれども、ということで今候補としているというふうに聞いておりますが、こちらのほうで進めていくのが1つ。そして、本市におきましては真ん中ですね。東美濃エリアの花フェスタ記念公園というようなことで、こちらのほう手を挙げさせていただいているところでございます。

そしてもう一つが、これも東美濃エリアにはなるんですけれども、恵那市の日本大正村のほうに設置したいというようなことで、県内で3カ所が今手を挙げているという状況、表明をしているという状況でございます。

それで、次のページをごらんいただきますと、これは先ほどの協議会のスケジュールになります。

これは、実際は年度で捉えてしまうとまだ先かなというふうに考えてしまうんですけれども、実際は2019年度の1月、この点線が入っていますよね、1月にはいろんなものがオープンしていくというようなこととなりますので、もう1年間の間でこのようなことでどんど

ん進めていくというようなことを書かせていただいております。

それで、次のページになりますけれども、じゃあ可児市についてはどうかということなんですが、これはいろんな可能性があるんですけども、現時点である程度整理しますと、今まで磨いてまいりました魅力をPRする機会として大河ドラマのほうを活用させていただくということになるかと思えます。

それで、一番下にありますとおり、大河ドラマの放送期間の経済波及効果はもとより、観光資源やお土産、グルメといった可児市の魅力をリピーターにつなげまして持続的な効果を目指したいと。要は、一過性ではなくその後きちとつなげていくような、そういう考え方で進めていきたいというふうに思っております。

それで、最後、一番最後のページになりますけれども、これは場所になります。花フェスタ記念公園も御案内のとおり非常にいい場所になります。インターの近くでもありますし、国道からのアクセスもいいというようなこと、そして何よりも光秀生誕の地明智庄というふうに書いてありますけれども、明智庄の中にあるというようなことで、光秀の生誕の地なんだというようなことで、こちらのほうでPRしていくには非常にいい場所。そして、東美濃の観光連携ですが、それについての入り口の部分であると。こちらが入り口となって連携を進めていくという非常にいい場所ですので、ぜひともここでやれるように今県といろいろと調整しているところですので、今後とも努力していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） この後、協議会も予定しておりますが、とりあえずこの場で何か御発言のある方はございませんか。

よろしいですか。

○委員（高木将延君） また後でいろいろと聞きたい話はあるんですけども、スケジュールのところでPRツールの作成、キャンペーンロゴ等の制作というところがあると思うんですけど、私、すごいキャンペーンロゴとか商品ロゴってすごい大事だと思っていて、これはどのあたりで何ができ上がるかと細かいことがわかっていないんですけど、最終、7月から9月のところまで矢印が行っているんですが、これはこのころにでき上がりで間に合うのかなというのが少々気になっていて、やっぱりいろんな人に広めていく商品なんかも販売に入るということを考えると、ロゴ云々はもっと早目に決定して周知していかないと間に合わないのかなというふうに思うんですが、どう考えているのかなというふうに。

○大河ドラマ活用推進室長（坪内 豊君） 県の協議会のほうでということになりますので情報としてということになりますけれども、これは今年度予算でロゴのほうは進めていきたいというふうに聞いておりますので、できる限り早い段階での、そのあたりのところは認識はしているというふうに聞いております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、また後もありますので、この件につきましては発言もないようですので、終了

いたします。

続きまして、報告事項４．東美濃ナンバーについてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○総合政策課長（坪内 豊君） それでは、お配りいたしました資料番号６番のほうをごらんいただきたいと思えます。

こちらは東美濃ナンバーに関するこれまでの経緯というものをまとめたものでございますが、これは今回の報告用として改めて作成したものではありませんので、当方の記録といたしまして整理をしているものでございます。これまでの動向を少し整理するためにお示しさせていただいておりますので、その点、御了承いただければと思えます。

それで、この経緯の中の平成 30 年 9 月 1 日のところをごらんいただきたいんですが、一番後ろの下のほうですね、9 月 1 日のところをごらんいただきますと、東美濃ナンバーの導入に関する住民アンケート調査という記載がございます。このアンケート調査の結果につきましては、これも御案内のとおりになりますが、導入についての賛成が 36.9%、反対が 61.1%、無回答が 2.0%となりました。それで、この結果を踏まえまして、ここにあります 9 月 24 日開催の東美濃ナンバー実現協議会におきまして導入を申し込まないということが決定をされました。

このことにつきましては、平成 30 年 9 月 26 日の議会全員協議会の席で御報告をさせていただいているところでございまして、今回はその後の状況について報告をさせていただきます。

9 月 24 日の協議会では、さきの議案のほか、今後の協議会をどうしていくのか、つまり解散をするのか、または行政と民間をつなぐ新しい組織として再出発をしていくのかなど、そういったいろんな御意見がございましたが、ここでは結論が特に出ずに、一度事務局で整理して検討することとしてこちらの会議を終えております。

本市といたしましては、今後の組織のあり方を含めまして状況を整理して市民にきちっと説明をしていくという必要がありますので、担当者会議を始めまして、協議会の開催というのを事務局のほうに対しまして要請をしまいいりましたけれども、現時点では開催をされていないという状況でございます。

それで、経緯をまとめましたペーパーにもございますとおり、10 月 18 日に構成する 7 市町の首長が知事に対しまして状況の報告に伺っております。その後につきましても、本市といたしましては事務局に協議会の開催を要請しているところでありまして、事務局からは現時点では年明けの 1 月には開催できたらというようなお話はいただいておりますので、そのあたりのところで調整されていくのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、質問、御発言、何かございますか、委員の方。

○委員（高木将延君） 協議会が 1 月に開催された場合、市としてはどのような方向性でお話をされるのかなというのが。

○企画部長（牛江 宏君） そもそも、今課長のほうからも説明しましたけれども、9 月の時

点で出た課題といいますか、そういうものがどういう形で整理されてくるかがまだ全く情報として来ておりません。

例えば協議会を解散して、もう全て組織としてなくすのか、また意見で出ておりましたその連携、要はせっかくできた組織なので東美濃という新しい形でスタートさせたいという話もそこでとまったきりで、それ以上の情報が何も入ってきておりません。

それで、なおかつ当時の会長は辞任したいということも保留のままです。こんな状態の中ですので、ちょっとどんな方向であるかというのは今の事態、私どもも全く整理がされていない中での動きになりますので、本市としてはその中で提案された、特に何らかの連携をさせていきたいということに対しては積極的に、もちろん今でもやっていますのでそれに違った形で、少なくともナンバー実現協議会の中では産業部門の商工会議所と、あと観光部門、そして行政が一つの席に着いているというのは魅力のある組織だと思っていますので、そういうものが何らかの形でできていくなら、ぜひ本市としては先ほどの新しい、今度は大河ドラマ関連もありますので、有効活用はできるんじゃないかとは思っておりますけれど、当初に申し上げたとおりちょっと今は状況が全く出ておりませんので、そこはしっかり見きわめた上で判断させていただきたいというところでございます。

○委員長（中村 悟君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しても終了いたします。

それでは、ここの時計で午前 10 時 50 分まで休憩ということにいたします。

以降の議事は委員のみで行いますので、執行部の皆さん方、御退席していただいて結構でございます。どうもお疲れさまでございました。

それでは、50 分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 50 分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

あと、協議事項として、議会報告会での意見の取り扱いについてを上げたいと思います。

お手元の資料があると思いますが、議会報告会で出されました市民の皆さん方からの意見の総務企画委員会所管というところのいろいろ意見をいただいておりますけれども、こういった意見に対して委員会として。

まず、ちょっと私自身が余り整理できておらんとかと申しわけないですが、委員会としてこの 1 年間長期的に取り組むというようなものがあればそれはそれとしてでしょうし、今回の議会報告会で出た意見に対して、執行部のほうにこういう意見に対してこういう動きをしましたよとか、こういう対応をしていただきましたよということがあれば議会だよりのほうにも書く、多少、字数は少ないですけども、ありますので、そういうものはそういうふう

で、それはそれで報告したいなと思います。まずもともとここは総務企画委員会ですので、防災についてというのはもともと年間で、特に情報伝達の方法というか、いろんな種類を考えてくれというところは以前から申し上げておるところでありますので、そういうことも考えた中で、何か議会報告会の中でちょっとしっかり取り上げて検討していくべきであるなどというようなことがあれば御意見を言っていただければありがたいですが。

○委員（高木将延君） 防災についてはいろいろ細かいことを意見いただきましたけど、全体的には所管事務として今までも調査研究を進めていますので、このまま続けていって気づいた点、随時執行部のほうに伝えていけばいいのかなというふうに思います。

ただ、前半部分の今回のテーマであります災害への備えということで、いろいろ3ページですかね、いろいろ意見をいただいております中で、やはり市民の方が実際に水をどれぐらい用意しているとか、あとトイレの問題にはこう対応していますというような意見が多々あると思うんですけど、これはやはりいい気づきだと思うので、このあたり、何々をしてほしいとか何々をやってほしいというような意見ではなくて、実際こういうことで備えていますよというような意見を抜き出して、それを一覧にして何かの機会に公表できるといいのかなというふうに思います。

市民の皆様も、自分はこうしているけど、ほかの人がどうしているかというのを聞くとまた新たな備えになると思うので、そういう形に活用できるといいのかなというふうに思いました。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

自分が何をしておるか、ちょっとこの報告会するときにもよく出ました。自助の問題だぞという意見も出たことがありますけれども、そういった取り組みに対してということですね。

今言われた中でいうと、何らかの形でそういうこともということで考えたかどうかということですね。具体的に今何ということも多分ないでしょうけど。

ありますか。

○委員（高木将延君） 広報のほうとの紙面のあれもありますし、急にできるかどうかかわかんないですけど、例えば今回こういう災害への備えということでテーマでやったので、市民の皆様個人にはこういうような備えをしていますよというようなことの意味をいただきましたというところで、一つ一覧が載せられたりしてもいいのかなというふうに思います。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

○委員（山根一男君） まだじっくりと読めていないんであれですけど、ふと今日入った中で防犯カメラについてというのが最後のほうにありますけれども、美濃加茂市が通学路全体に何かカメラを設置したとかいう情報も入ってきている中で、可児市はどうなんだというふうに聞かれることもありまして、ここに1台80万円かかると、そんなにかかるといふのがありますけど、ちょっとした研究といいますか、要するに防災面についてはかなり今まで扱ってきていますけど、防犯とか安全対策についてももう少し勉強したほうがいいん

じゃないかなと思いました。

○委員長（中村 悟君） ほか、よろしいですか。

○委員（可児慶志君） 今の防犯カメラですけど、実は既に桂ヶ丘では設置してあるんだよね。

それで、桂ヶ丘の場合には進入口が主に2カ所しかないの。だから、そこに2カ所つければ大抵出入りが全部チェックできちゃうんで非常に効果的だということで、ほかの自治会でも設置したいという話が出ている。ところが、桂ヶ丘のようなわけにはいかないの、出入り口がいっぱいあるのでカメラの台数も相当ふえてくるわけだけど、検討を自治会で始めているというところは桜ヶ丘のほうだけではないんじゃないかなというふうに思うんですよね。

値段についても本当にピンからキリまであって、今のドライブレコーダーの安いものでいうと、私もつけたんだけど、1,990円ですね。そんなのがもう売られている時代なんで。もちろん防水対策とかもないので、電源部分はまた別に何かしなきゃいけないとかいろいろあるんだけど、本体価格はそんなところから本当に現実にあるわけなんで、これから物すごい下がってくると思う。

それで、それは様子を見ながらなんだけれども、一般質問でやったように市でやってくれないって話はそれは到底無理な話で、自治会単位で、桜ヶ丘なんかで検討しているように、やるときに何らかの基準を設けて市のほうで防犯灯の設置と同じように補助金を設置するとか、そういう形で必要なところ、必要なというか、ニーズに合わせたレベルのものをつけていくということができれば、これは今後大いに役立つと思いますよね。

東京でのハロウィンのときの大騒ぎの犯人が、防犯カメラで自宅まで全部チェックされていたと。すごい時代に今なっているの、非常に役に立つんだなと、すごい精度になっているんだなということを感じて報道も見ていたんですけど、補助制度は今後検討する必要があるんじゃないかなという気がします。

○委員長（中村 悟君） ほかに何かお気づきの点は。

〔挙手する者なし〕

何か、今の2つだけでも結構重要な話になっちゃった。これ以上言われても困るかなと思います。今の防犯カメラについては、取り組みとしてはすぐにどうのこうのじゃないので、これから委員会でもちょっと検討していくという材料になり得るかなと思いますし、防災の自らのいろいろなことについては、そういうことも委員会で話をしてどこかで皆さん方に広めていくということだと思いますので、そういったことで議会だよりのほうにも一応この2つが出たということで御報告をさせていただきながら、何か機会があればまたこの委員会でいろいろ上げていただければいいかなと思いますが、報告会についてはその辺でよろしいですか。

いいですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは、報告会のほうの取り扱いについてはそういうことで、また議会だよりのほうをまとめて出させていただきますので、よろしくお願いをします。

それでは、本日の案件は全て終わりましたので、これにて総務企画委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前 11 時 00 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 12 月 10 日

可児市総務企画委員会委員長